

事務連絡  
令和4年2月25日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの  
送付について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、必要な配慮措置を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とすることとなりました。

本見直しについては、国民に丁寧な周知するとともに、施行に向けて着実に準備を進めていくことが重要であることから、貴団体においても下記のとおり御協力をお願いいたします。

記

1. 令和3年度における周知広報について

本見直しについては、国民への丁寧な周知の観点から、施行に先立ち、令和3年度においても周知広報を行うこととしております。

今般、周知に用いるリーフレットを別添1のとおり作成いたしました。リーフレットは下記の厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、貴団体の構成団体・構成員に対して、医療機関における配架や患者に対する配布等に御活用いただけるよう御周知をお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページ

『令和3年度制度改正について（後期高齢者の窓口負担割合の変更等）』（URLは以下のとおり）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuuhoken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html)

上記ページ中の、「周知広報リーフレット」に、PDF形式で掲載しております。

また、本見直しの内容について、別添2のとおり医療機関の職員の方向けの説明資料を作成しておりますので、あわせて御周知をお願いいたします。

## 2. JAHISとの連携について

本見直しに伴うレセプトコンピュータ等の改修が円滑に行われるよう、今後、厚生労働省から、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）を通じて関係企業に本見直しの要点を周知すること等を予定しておりますので、あわせて御承知置きください。

## 3. 今後の御協力をお願いについて

本見直しについては、令和4年10月1日の施行に向けて着実に準備を進めていく必要があります。今後も、貴団体を通じて配慮措置の計算事例など、詳細な説明資料の周知をお願いする予定ですので、御協力をお願い申し上げます。